

各種無料相談のご案内

相談名	内 容	相談日	会 場	時 間	問い合わせ
法 律 相 談	金銭・土地・損害賠償など (弁護士が対応)	7月6日(火) 7月20日(火) 8月3日(火)	文化会館 町民会館 文化会館	午後1時30分～4時 ※要予約	社会福祉協議会 ☎80-3611
行 政 相 談	一般行政上の問題・要望など	7月13日(火) 7月27日(火) 8月10日(火)	文化会館 町民会館 文化会館	午後1時30分～4時	総務課秘書広報班 ☎84-1211
人 権 相 談	人権の侵害に関する悩みなど	7月13日(火) 7月27日(火) 8月10日(火)	文化会館 町民会館 文化会館	午後1時30分～4時	住民課住民班 ☎84-1214
心 配 ご と 相 談	家庭や地域での悩みなど	7月13日(火) 7月27日(火) 8月10日(火)	文化会館 町民会館 文化会館	午後1時30分～4時	社会福祉協議会 ☎80-3611
消 費 生 活 相 談	多重債務・訪問販売など	毎週火曜日 (祝休日を除く)	消費生活相談室 (役場東側) 玄関口ビー	午前10時～午後4時 ※正午～午後1時を除く	産業課経済班 (消費生活相談室) ☎84-1233
教 育 相 談	育児・しつけ・不登校・いじめなど	毎週火・水曜日 (祝休日を除く)	教育課	午前9時～午後4時	教育課教職員・指導室 ☎84-4116
休 日 納 税 相 談	町税等の納付に関する事	7月11日(日) 7月25日(日) 8月8日(日)	税務課	午前9時～正午 ※要予約	税務課収納対策班 ☎84-1212
お 年 寄 相 談 窓 口	生活や介護の不安など社会福祉に関する事	月～金曜日 (祝休日を除く)	電話相談のみ ☎84-2338	午前9時～午後5時	福祉課社会福祉班 ☎84-1257
暮 ら し の お 悩 み 相 談 会	子育て・家族・家計の問題、 介護、お仕事探し、住まいなど	7月30日(金) 8月27日(金)	役場内相談会場	午前10時～正午 ※町内在住者対象 ※要予約	中核地域生活支援センター さんネット ☎0475-77-7531 さんぶ生活相談センターリ ンクサポート ☎0475-77-7532
ハ ロ ー ワ ー ク 千 葉 出 張 相 談	就職に関する事	7月29日(木) 8月26日(木)	消費生活相談室 (役場東側) 玄関口ビー	午前10時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く ※要予約	予[図]産業課経済班 ☎84-1215 図[図]ハローワーク千葉職業相 談第一部門 ☎043-242-1181
サポステによる 若 者 向 け 就 労 出 張 相 談 会	就職活動や職場内での悩みなど (就職氷河期世代も対象と) しています。	7月8日(木) 9月9日(木)	消費生活相談室 (役場東側) 玄関口ビー	午前9時30分～午後4時30分 ※正午～午後1時を除く ※要予約	ちば南東部地域若者サポ ートステーション ☎0475-23-5515
税 理 士 に よ る 無 料 相 談	税に関する相談	7月7日(水) 7月21日(水) 8月4日(水)	東金商工会館	午前10時～午後3時 ※要予約(当日可)	千葉県税理士会東金支部 ☎0475-50-6322 [予約受付] 月～金曜日 午前9時～正午 ※祝休日を除く
地 元 建 設 職 人 に よ る 無 料 住 宅 相 談	新築・修繕・融資・耐震診断・ 住宅エコポイントなど (地元の建設職人・建築士・) 増改築相談員が対応	毎月第3日曜日	町民会館	午後1時～3時	千葉土建一般労働組合山武 支部事務所 ☎0475-58-8231
千 葉 司 法 書 士 会 八 日 市 場 支 部 無 料 相 談	登記・法律・債務整理の相談	7月10日(土) 8月14日(土)	旭市民会館	午後1時～5時 ※要予約	司法書士加瀬事務所 ☎0479-73-2654

今月の納期

- 普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方の納期限は、8月2日(月)です。
- 固定資産税(第2期)
- 国民健康保険税(第1期・全期)
- 図税務課収納対策班
☎84-1212
- 介護保険料(第1期・全期)
- 図福祉課介護班
☎84-1257
- 後期高齢者医療保険料(第1期・全期)
- 図住民課国保年金班
☎84-1214
- ※納付には納め忘れがなく、便利な口座振替がご利用いただけます。
- 納付方法等詳細は、上記へお問い合わせください。

商 工 会 伝 言 板

事業者へ月次支援金を給付します

給付対象

- ①令和3年4月以降の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が令和元年または令和2年の同じ月と比べて50%以上減少していること(※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。)

給 付 額

中小法人等…上限20万円/月
個人事業者等…上限10万円/月

申請期限

4月分・5月分…8月15日(日)まで
6月分…8月31日(火)まで

申請方法

月次支援金ホームページからの電子申請
図月次支援金相談窓口 ☎0120-211-240
図商工会 ☎82-0434



経済産業省
ホームページ